

○名古屋市住居表示条例

昭和38年10月1日

条例第67号

(目的)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）

第4条及び第8条第2項の規定に基づき、法第3条第3項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後の住居表示に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(街区符号の変更等)

第2条 市長は、街区符号をつけ、変更し、又は廃止するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の変更等)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物で規則で定めるもの（以下「建築物」という。）を新築し、移転し、除却し、若しくは建築物の主要な出入口若しくはそれへの通路を新たにもうけ、若しくは変更し、又は建築物が滅失した場合には当該建築物の所有者、管理者又は占有者は、ただちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、若しくは占有する建築物に住居番号をつけ、又は当該建築物の住居番号を変更し、若しくは廃止するように市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項の届出又は前項の申し出があったときは、ただちに必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、ただちに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第4条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、それぞれその所有し、管理し、又は占有する建築物の住居番号（集団住宅地内の建築物、中高層建築物等で1箇の建築物に区分して住居番号をつけたもの（以下「特例建築物」という。）にあっては、住居番号のうち基礎となる番号（以下「基礎番号」という。）又は棟番号とする。）を次の各号に定めるところにより、通行人から見やすい場所に表示しておかななければならない。

(1) 建築物の主要な出入口が道路に接している場合にあつては、当該出入口附近

(2) 建築物の主要な出入口が道路から離れている場合にあつては、当該建築物から道路へ通ずる主要な通路が道路に接する附近

2 特例建築物については、前項のほか、各戸の入口に住居番号のうち各戸の番号を表示しておかなければならない。

3 前2項の表示は、別記様式によらなければならない。

(勧告)

第5条 第3条第1項又は前条の規定による義務を怠る者に対しては、その義務を履行するよう勧告することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、住居表示に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行の日は、市長が定める。

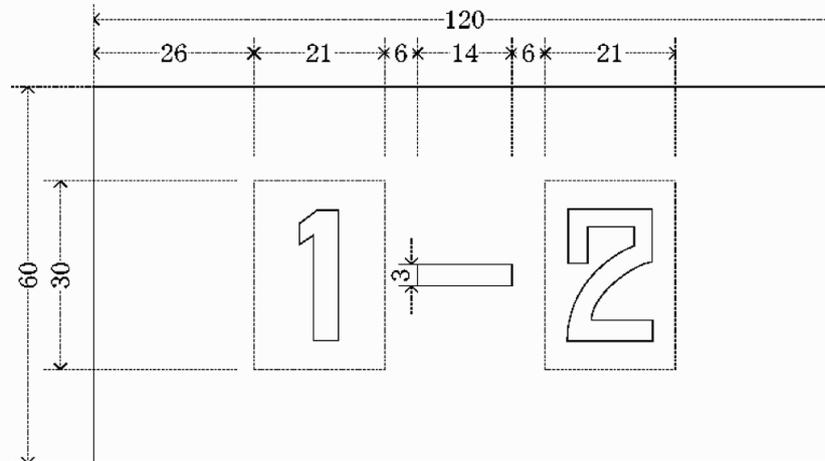
(昭和38年規則第114号で、昭和39年1月10日から施行)

附 則 (平成6年条例第7号)

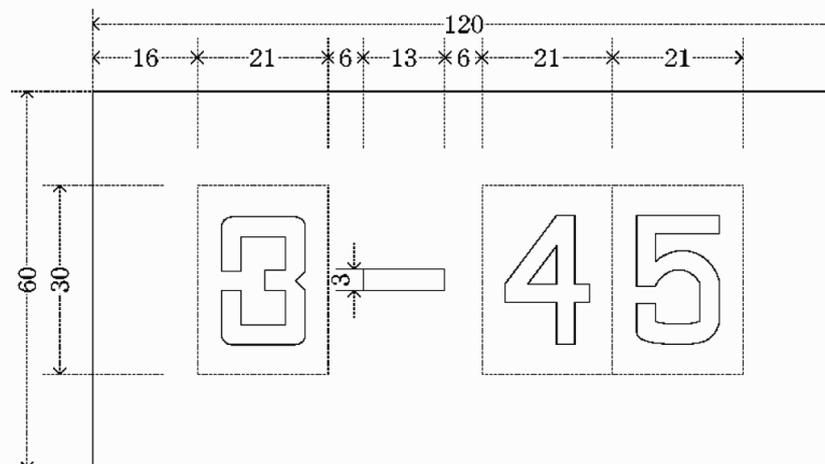
この条例は、平成6年4月1日から施行する。

別記第1号様式(住居番号(特例建築物にあつては棟番号又は基礎番号)を表示する場合)

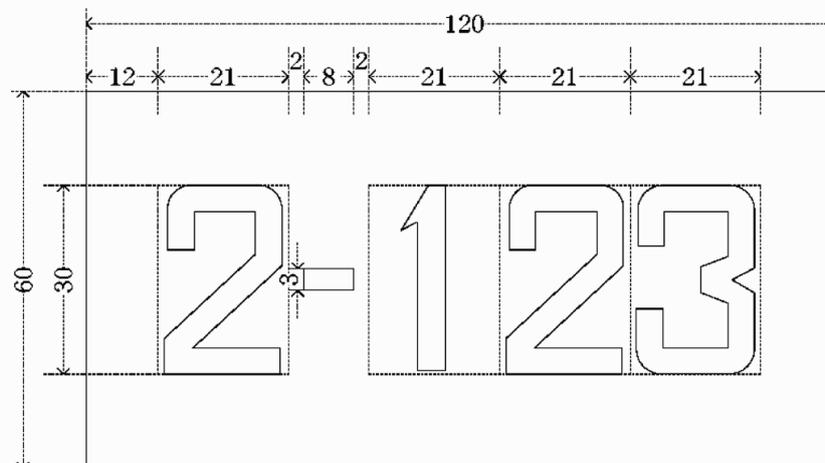
1 街区符号及び住居番号(棟番号又は基礎番号)が1けたの場合



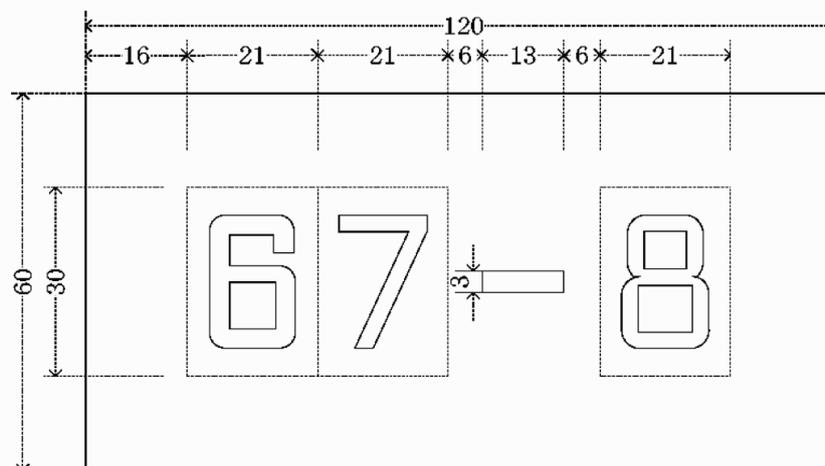
2 街区符号が1けたで住居番号(棟番号又は基礎番号)が2けたの場合



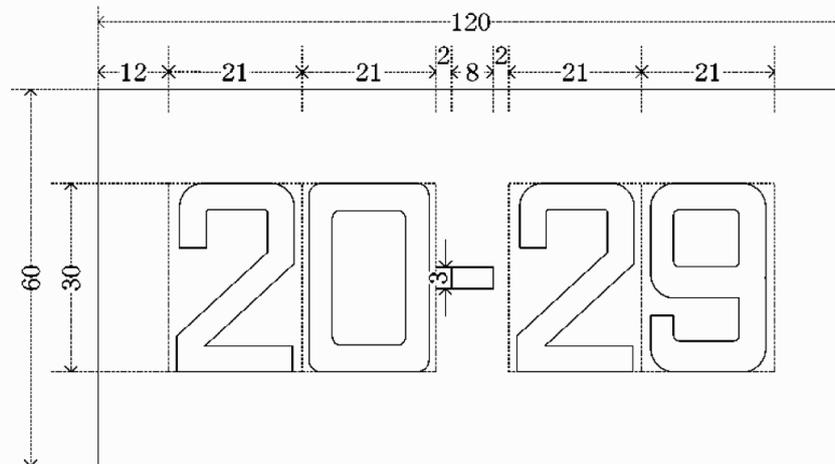
3 街区符号が1けたで住居番号(棟番号又は基礎番号)が3けたの場合



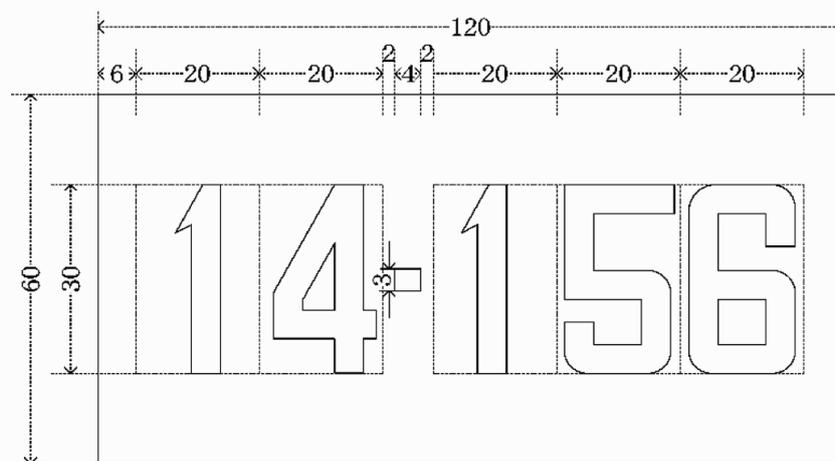
4 街区符号が2けたで住居番号(棟番号又は基礎番号)が1けたの場合



5 街区符号が2けたで住居番号(棟番号又は基礎番号)が2けたの場合



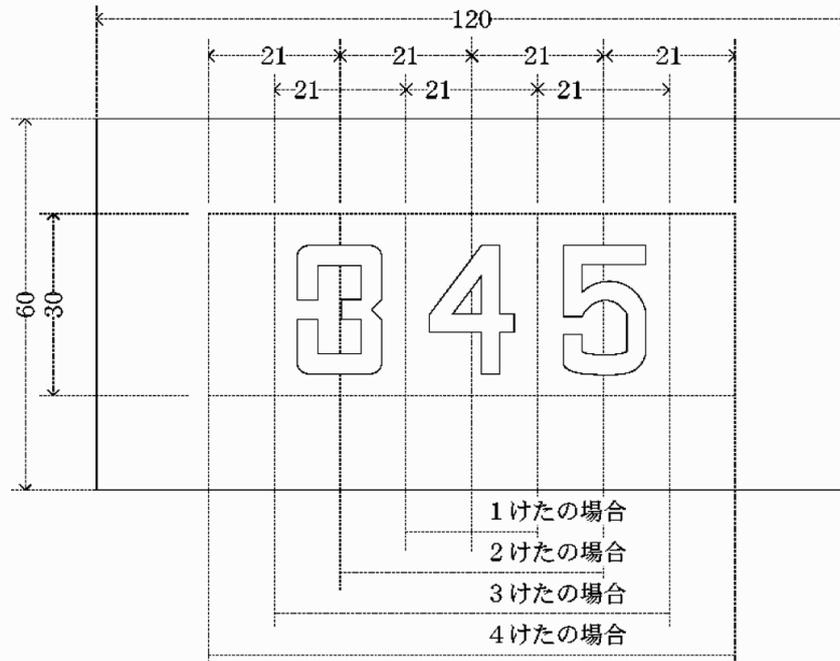
6 街区符号が2けたで住居番号(棟番号又は基礎番号)が3けたの場合



備考

- 1 左部分には街区符号を、右部分には住居番号(特例建築物にあつては基礎番号又は棟番号)を表示する。
- 2 数字は、アラビア数字とする。
- 3 大きな建物にあつては、その建物の大きさに比例して大きなものを用いることができる。
- 4 単位は、ミリメートルとする。

第2号様式(特例建築物の各戸の番号を表示する場合)



- 備考 1 数字は、アラビア数字とする。
2 単位は、ミリメートルとする。